被害補償の対象外または補償額の減額となる主な場合

- 1. 不正使用が発生した日の翌日から30日以内に当行に届出がない場合
- 2. 当行の被害調査および警察の捜査にご協力いただけない場合
- 3. 当行が導入しているセキュリティ対策を実施していない場合
- 4. インターネットバンキングに使用しているパソコンで、当行が推奨するOSやブラウザ等を使用していない場合、また、当行が推奨するOSやブラウザ等を最新の状態に更新していない場合
- 5. OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアについて製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用している場合
- 6. セキュリティ対策ソフトを最新の状態で稼動していない場合
- 7. パスワードの変更を定期的に行っていないなど、利用者ID、パスワード等を適切に管理していない場合
- 8. 当行が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用を行っている場合
- 9. 他人へ譲渡、貸与または担保に差し入れたパソコンが不正に使用された場合
- 10. パソコンが盗難被害に遭い、かつ利用者IDまたはパスワード等をパソコン内のファイル に保存していた場合
- 11. 第三者に利用者IDやパスワード等の管理を委ねたことにより不正払戻しが起きた場合
- 12. お客さま(ご家族、従業員などの会社関係者を含みます)が加担した不正払戻しである場合
- 13. お客さまから当行に対して重要な事項に関して虚偽の説明がなされた場合
- 14. 地震、戦争などによる著しい社会秩序の混乱に乗じて被害が発生した場合

以上